

3 川崎市立小学校及び中学校

ア 理念

[提言]

- 1 日常の学校生活の中で、子どもの権利条例がいかされているかどうかを検証するための方法について検討すること。
- 2 学校が、子どもにとって安全・安心な居場所となるとともに子どもの自主的な活動が進むよう、更に環境整備に努めること。
- 3 子どもの居場所の理念や不登校の児童・生徒を支援しているNPOの活動などに対する理解を深めるために、人権担当教諭をはじめすべての教職員が人権研修に参加するよう指導すること。

現状と成果

子どもが安心して生活できることが学校経営の基本であることから、子ども同士・教師と子どもの信頼関係の構築と安全で安心した施設をめざしており、子どもの権利を理解するために権利学習を推進している。また、教職員一人ひとりが子どもの権利条例の趣旨を理解し、具体化するよう努めている。

特に、教職員に対して、子どもの居場所の理念が子どもと教師、子ども同士の信頼関係を構築する上で重要であることを研修、会議、文書等で伝えるとともに、小学校では、CAPの講習会、学校公開日での人権尊重教育、クラスの学級会などで子どもの居場所の理念について理解を深めるよう努めている。

また、子どもの権利週間の実施やそれぞれの学校独自の子ども会議の開催などの取組が定着してきており、保護者や地域のかかわりについても、子どもの権利条例の理念を基本においた連携が図られるようになった。

課題

子どもの権利条例の認知度についてはわずかながら低下しているため、より条例の普及についての取組の工夫が必要である。

スクールセクハラなどについて注意を喚起し、児童・生徒が安心して生活できる学校環境を整える必要がある。特に、体育や中学校の部活の際の男女別の更衣に対する配慮を更に徹底すべきである。

開かれた学校としての学校と子どもの安全管理体制の充実が望まれる。

具体的に子どもの権利について考える機会をつくるなどの学校独自の主体的な取組が必要であり、特に子どもの居場所の理念に関する理解を深めるためには、人権研修に人権担当教諭を始めとする教職員の積極的な参加が必要である。

さらに、不登校の児童・生徒を支援しているNPOの活動などに対する教職員の理解を深めることが必要である。

イ 人的な側面

[提言]

スクールカウンセラーを始め、親や担任教諭、養護教諭など、身近なところで信頼関係づくりが出来るような環境づくりに努めること。子どもたちが、いつでも安心して相談できるよう、更に工夫すること。

現状と成果

各学校には人権教育担当の教員がおり、昨年度から総合教育センターが実施する人権担当者研修に、ワークショップを取り入れ実施している。また、人権担当者研修の成果は、校内研修や職員会議などにいかされ、全体で共通認識を図るよう努めている。

スクールカウンセラーについては、すべての中学校に配置されており、カウンセリングルームだよりや相談カードを発行することでスクールカウンセラーの存在や相談活動を全学校に周知するとともに、スクールカウンセラーによる校内研修やスクールカウンセラーの職員会議への出席などによりスクールカウンセラーと教職員との共通理解を図っており、スクールカウンセラーと養護教諭、担任等との連携も進んでいる。

また、スクールカウンセラーは小学校には配置されていないことから、要請に応じて同じ学区内の小学校にも派遣されているが、小学校では、フレンドシップかわさき事業を研究校で実施し、心のかけはし相談員が6校で活動している。

地域との協力では、子どもの安全確保に向けたパトロールなどに取り組んでいるほか、様々な分野から講師を招き総合的な学習の時間などにおいて講義をしてもらうなど、教育的なボランティア活動による取組が顕著になってきている。

課題

スクールカウンセラーが生徒に十分活用されるよう環境を整備するとともに、心のかけはし相談員やスクールカウンセラーの配置に加え、身近な親、担任、養護教諭のかかわりも重要であり、相互の信頼関係づくりへの支援が求められる。

ウ 子どもの参加

[提言]

小中学校の学校教育推進会議の運営において、子どもが意見を出しやすくなるよう、子ども委員の割合や会議の進め方などに配慮すること。また、会議に参加しない子どもたちが、意見を出せる意見箱の設置なども併せて検討すること。

現状と成果

小学校の中には、「子ども会議」を開催したり、「子ども憲法」をつくったりして、子ども参加の学校づくりに努めているところもあり、また、小学校では様々な形で子どもの意見を取り入れ、子どもの参加による子どもの居場所づくりが促進されている。

また、小学校の学校教育推進会議の運営において、開催時間帯、発言しやすい雰囲気作り、テーマについての事前周知など子ども委員に対する配慮がみられる。

中学校では、生徒会活動などを通して様々な場面で、子どもの意見を取り入れたり、子どもが「学校評価」を行うなど、子どもの居場所づくりに子どもの参加を促したりしている。

課題

中学校では、意見箱の設置等の工夫をすべての学校で考えていくことが必要である。

学校教育推進会議が子どもの権利条例において、子ども参加・自治的活動への支援をもとにした学校運営上の「話し合う場」であることを踏まえて、その運営において子どもが意見を出しやすくなるよう、子ども委員の割合、テーマの選定、会議の進め方などに配慮することが必要である。

エ 多文化共生

[提言]

教職員に対する多文化共生への意識を高めるための研修等を充実させ、日本語指導等協力者派遣期間終了後は学校内でサポートチームをつくるなど、過去の事例を活用し改善を図ること。

現状と成果

多様な文化的背景をもつ子どもについては、個別の状況に応じた極め細かな対応が必要であることから、子どもの権利の理念に沿った配慮を行うとともに、総合教育センター等と連携して支援している。また、小学校では、総合教育センターから派遣された日本語指導等協力者の存在は、子どものみならず保護者とのコミュニケーションをとるのに有効である。

苦情処理に関しては、原則各学校における対応としているが、多くは区学校運営支援担当に連絡が入り、内容を十分に精査し、その解決に向けた学校支援を行っている。学校としては、再発防止に向けた取組として、校内での職員会議や研修を実施している。

わくわくプラザ事業に関しては、スタッフと学校との連携が深まりつつある。

課題

多文化共生への意識を高めるための研修等とともに、子どもの学習言語についての理解を深める研修が必要である。

日本語指導等協力者の派遣期間には制限があるため、派遣期間終了後は学校内でサポートチームを作るなど、過去の事例を活用し改善する必要がある。